

○東村山市障害者自立支援協議会設置規則

平成26年5月13日
規則第42号

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第89条の3の規定に基づき、障害者等への支援の体制の整備に関し必要な検討を行うため、東村山市障害者自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について検討を行うものとする。

- (1) 地域の関係機関による障害者相談支援ネットワークの構築等に関すること。
 - (2) 相談支援に係る困難事例への対応の在り方に関すること。
 - (3) 障害者の自立支援に係る地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、障害者等への支援の体制の整備を図るために必要な事項に関すること。
- 2 前項に規定するもののほか、協議会は、東村山市の障害者計画及び障害福祉計画の策定及び変更に関して必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 協議会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 相談支援事業者等
- (4) 障害福祉サービス事業者等
- (5) 教育・雇用関係者
- (6) 東村山市障害者就労支援事業の委託を受けた事業者
- (7) 障害者及び障害者団体の代表者
- (8) 東村山市社会福祉協議会の代表者
- (9) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は委員の互選により選出し、副会長は委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議等)

第6条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第8条 協議会は、第2条に規定する所掌事項について必要な調査及び検討をさせるため、専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(守秘義務)

第9条 協議会及び部会の構成員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、健康福祉部障害支援課において処理する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(東村山市における自立支援協議会のあり方検討会設置規則の廃止)

2 東村山市における自立支援協議会のあり方検討会設置規則(平成24年東村山市規則第85号)は、廃止する。

東村山市障害者自立支援協議会の専門部会等の運営に関する定め

(平成26年8月8日決定)
(平成27年5月15日改正)

第1 趣旨

東村山市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、東村山市障害者自立支援協議会設置規則（平成26年東村山市規則第42号）に定めるもののほか、専門部会等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 専門部会等

専門部会等とは、協議会の下に置くことができる専門部会、運営会議をいう。

第3 組織等

- 1 専門部会は、目的に応じて構成し、専門部会の委員は、市長が委嘱する。
- 2 専門部会の名称等は、別表に定めるとおりとする。
- 3 運営会議は、協議会の運営・進行管理を行い、協議会の庶務を担う市及び各部会の委員の代表者等で構成する。

第4 専門部会の委員の任期

委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5 専門部会の部会長及び副部会長等

- 1 専門部会に、部会長及び副部会長を各1人置く。
- 2 部会長は部会委員の互選により選出し、副部会長は部会委員のうちから部会長が指名する。
- 3 部会長は、専門部会を代表し、会務を統括する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 専門部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

第6 招集

- 1 専門部会は、部会長が招集する。
- 2 専門部会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

第7 関係者の出席

部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

附 則

この定めは、平成26年8月8日の会議において決定し、同日から施行する。

附 則

この定めは、平成27年5月15日の会議において決定し、同日から施行する。

別表（第3関係）

専門部会の名称	構成員	人数
相談支援部会	市内に所在する指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者	15名以内
就労支援部会	東村山市障害者就労支援室、指定障害福祉サービス事業者等及び教育・雇用関係機関	10名以内

東村山市障害者自立支援協議会の傍聴に関する定め

(平成26年8月8日決定)

第1 目的

この定めは、東村山市附属機関等の会議の公開に関する指針第5第4項の規定に基づき、東村山市障害者自立支援協議会定例会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2 傍聴者の決定等

- 1 傍聴者の定員は10人以内とする。ただし、10人を超える傍聴が可能と会長が認めるときは、この限りでない。
- 2 傍聴希望者は、会場入口の受付において自己の住所・氏名を記入し、事務局職員の指示に従って着席しなければならない。
- 3 傍聴希望者数が定員を超える場合は、先着順により傍聴者を決定する。

第3 傍聴することができない者

次の者は、傍聴席に入場することができない。

- (1) 決定した傍聴者以外の者
- (2) 危険物を所持している者、酒気を帯びている者、その他審議を妨害し又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

第4 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議開催中は静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と賛否を表明してはならない。
- (2) 会議の秩序を乱し、又は審議の妨害になるような行為をしてはならない。
- (3) 会場内で食事及び喫煙をしてはならない。
- (4) 会場内で写真撮影、録画及び録音をしてはならない。ただし、事前に会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (5) 会場内で携帯電話等の無線機器を使用してはならない。

第5 秩序の維持

- 1 会長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴者に必要な指示をし、又は事務局職員に指示させることができる。
- 2 会長は、前項の指示に傍聴者が従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。

附 則

この定めは、平成26年8月8日の会議において決定し、同日から施行する。